

## 会長談話

『 当会会員が業務上横領で逮捕されたことは誠に遺憾であります。

逮捕容疑が事実であれば、同会員の行為は弁護士に対する信頼を根底から覆すものであり、弁護士全体に対する社会的信用を失墜させるものです。

大阪弁護士会としては、会員の倫理保持、綱紀の維持に全力で取り組んでまいります。

平成 18 年 9 月 12 日

大阪弁護士会

会長 小寺 一矢 』